

諮問日：令和5年2月9日（令和4年度（情）諮問第30号）

答申日：令和5年8月30日（令和5年度（情）答申第9号）

件名：宇都宮家庭裁判所における特定の地方公共団体の障害者職員一覧と同等の内容が分かる障害者職員一覧の一部不開示の判断に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「障害者職員一覧 令和3年6月1日時点 宇都宮市障害者職員一覧と同等の内容、障害種別、等級等が分かるもの」の開示の申出に対し、宇都宮家庭裁判所長が、障害者名簿一覧（以下、「本件対象文書」という。）を対象文書として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、宇都宮家庭裁判所長が令和4年11月14日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

栃木労働局長による開示文書では、障害者の種別、法定雇用率上の人数、実人数、（加算ポイント、重度なのか、それ以外なのか）身体障害者の種類別の情報も開示されているので、同様の情報は、各裁判所への請求でも開示されるべきである。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 宇都宮家庭裁判所は、本件開示申出に対し、本件対象文書を対象文書として特定し、氏名、所属、官職、障害の種別、障害の部位、重度への該当、確認書類の種類、確認書類の確認日及び確認方法並びに異動日の各欄の全体（以下「

本件不開示部分」という。)を、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)5条1号に定める個人識別情報に相当することから不開示とした。

なお、障害の種別の欄には、身体障害者、知的障害者又は精神障害者の別が、障害の部位の欄には、身体障害者について障害を有する身体の部位(障害者の雇用の促進等に関する法律2条2号、別表)が、重度への該当の欄には、身体及び知的障害者について重度に該当する場合にその旨が、確認書類の種類欄には、省令で障害の種別ごとに定められた確認書類(障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則4条の15)が、それぞれ記載される。

- 2 本件対象文書中の各欄に記載された情報は、職員ごとに一体として法5条1号に定める個人識別情報に相当し、同号ただし書きからハまでに該当する事情はない。また、個人の障害に関する情報が、通常、他人に知られたい機微な情報であることを踏まえると、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められ、取扱要綱記第3の2による部分開示も相当ではない。

さらに、仮に本件対象文書に空欄部分があった場合に、同部分を開示すると、文書の体裁から障害者の実人数が推測されるおそれがあり、障害者の実人数を暦年で比較すれば、宇都宮家庭裁判所の職員の配置に関する情報など入手可能な他の情報と併せると、特定の個人が障害者であることが推認されるおそれがある。また、障害者雇用促進法の法定雇用率の算定上、重度障害者は二人の障害者とみなすこととされているため、障害者任免状況通報書で公にされる法定雇用率算定上の障害者数と比較することにより、重度障害者が存在することが推測されるおそれもある。したがって、氏名、所属、官職、障害の種別、障害の部位、重度への該当、確認書類の種類、確認書類の確認日及び確認方法並びに異動日の各欄の全体を不開示とした。

- 3 苦情申出人は、栃木労働局長は障害種別ごとの実人数及び法定雇用率上の人

数並びに身体障害者の種類別の人数を開示しているから、各裁判所も同様の情報を開示すべき旨を主張する。この点、苦情申出書に添付の栃木労働局長により開示されたと主張する文書と本件対象文書とは記載内容が異なることから、同様の情報がどの欄の記載なのか判然とはしないが、本件不開示部分を不開示とした理由は前述のとおりである。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和5年2月9日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年6月16日 本件対象文書の見分及び審議
- ④ 同年7月14日 審議
- ⑤ 同年8月25日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 見分の結果によれば、本件対象文書は、障害者名簿一覧であり、本件不開示部分は、氏名、所属、官職、障害の種類別、障害の部位、重度への該当、確認書類の種類、確認書類の確認日及び確認方法並びに異動日の各欄（以下、単に「各欄」という。）の全体（空欄の有無を問わないもの）であることが認められる。

本件対象文書のうち、各欄に記載された具体的な情報は、職員ごとに一体として法5条1号に定める個人識別情報に相当し、同号ただし書イからハまでに該当する事情はない。また、個人の障害に関する情報の中に、他人に知られたくない機微な情報に当たるものが含まれ得ることを踏まえると、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとの理由により取扱要綱記第3の2による部分開示も相当ではないとする最高裁判所事務総長の説明が不合理であるとはいえない。

さらに、仮に各欄に空欄部分があった場合に、同部分を開示すると、文書の

体裁から障害者の実人数が推測されるおそれがあるものと認められる。そして、当委員会庶務を通じて確認した結果、裁判所においては、職員の氏名や配属が記載された職員配置表や職員録を開示していることが認められ、この事実を照らすと、障害者の実人数を暦年で比較し、宇都宮家庭裁判所の職員の配置に関する情報など入手可能な他の情報と併せると、特定の個人が障害者であることが推認されるおそれがあり、また、障害者任免状況通報書で公にされる法定雇用率算定上の障害者数と比較することにより、重度障害者が存在することが推測されるおそれもあるとする最高裁判所事務総長の説明が不合理であるとはいえない。したがって、仮に各欄に空欄部分があった場合に、同部分を開示することは、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報を開示することになるといえ、法5条1号後段の不開示情報を開示することとなる。

以上によれば、本件対象文書のうち、各欄の全体を不開示とした判断に不合理な点はない。

- 2 苦情申出人は、栃木労働局長が障害種別ごとの実人数及び法定雇用率上の人数並びに身体障害者の種類別の人数を開示しているから、各裁判所も同様の情報を開示すべき旨を主張するが、当委員会庶務を通じて確認した結果によれば、宇都宮家庭裁判所の職員数は、栃木労働局のそれより大幅に少ないことが認められ、この事実によれば、宇都宮家庭裁判所においては、個人が特定されるおそれがある。また、障害者の実人数の情報と他の情報とを照らし合わせることで、特定の個人が障害者であることが推測される場合があり得ることは上記のとおりである。
- 3 以上のとおり、原判断については、本件不開示部分が法5条1号に規定する不開示情報に相当すると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子